

国立研究開発法人物質・材料研究機構

寄付金等の取扱いに関する規程

平成22年10月25日
22規程第51号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）への寄付金等の受け入れに関して必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「寄付金等」とは、寄付者が機構に対し寄付若しくは研究助成として提供する現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産をいう。
- (2) 「寄付者」とは、寄付金等を機構へ提供する外部の機関又は個人をいう。
- (3) 「反対給付」とは、寄付者が機構へ寄付金等を提供する見返りに、物質・材料に関する技術情報（公知のものを除く。）や技術指導等を求める行為をいう。
- (4) 「機構法」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成11年法律第173号）をいう。
- (5) 「一般寄付」とは、寄付金等の申込みにあたり、寄付者が使途を特定しない寄付をいう。
- (6) 「使途特定寄付」とは、寄付金等の申込みにあたり、寄付者があらかじめ使途を特定する寄付をいう。
- (7) 「募集特定寄付」とは、寄付金等の申込みにあたり、機構があらかじめ使途を特定する寄付をいう。

(寄付金等の申込み)

第3条 機構に寄付金等の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）が、現金を提供しようとするときは、次の各号のいずれかの方法により、寄付金等の金額及び使途を特定する場合の内容等を記入のうえ、申込みを行うものとする。

- (1) 寄付／研究助成金申込書（別記様式1）
- (2) 機構がウェブページに設置した寄付申込みフォーム
- 2 申込者が、有価証券、物品、土地及び建物等を提供しようとするときは、物品等寄付申込書（別記様式2）に、物品名等及び寄付の目的を記入のうえ、申込みを行うものとする。
- 3 申込者が地方公共団体である場合には、寄付に至る経緯を記入した書類を添付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、申込者において別途様式がある場合は、当該様式をもってこれに代えることができる。

(受け入れ手続き)

第4条 機構が前条の寄付金等の申込みを受けた場合、理事長は、次条の基準に基づき、当該寄付金等の受け入れに係る可否を決定する。

- 2 機構は、前項により寄付金等の受け入れに係る可否を決定した場合は、寄付者

に対しその旨を通知する。この場合において、現金による寄付金等の受け入れを可としたときは、当該通知に所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第3号及び法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第4項に定める「当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金」（次項において「主目的適合寄付金」という。）への該否に係る情報を含めるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に定める寄付申込みフォームにより申込みを受けた場合において、受け入れを可とし、かつ、当該寄付金等が主目的適合寄付金に該当するときは、同号に定めるウェブページにより発出された寄付受付を示す通知をもって前項に定める通知とすることができる。
- 4 機構は、寄付金等の受け入れを完了したときは、遅滞なく、寄付者に対して、当該寄付の事実を証する文書を発行するものとする。

（受け入れ基準）

第5条 機構は、寄付金等が次に掲げる基準を満たしているときは、当該寄付金等を受け入れることができる。

- (1) 寄付金等が機構法第4条に定める目的の達成に資するものであること。
 - (2) 申込者が機構に対して寄付金等に相当する反対給付を求めないこと。
 - (3) 寄付金等を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の支障又は負担がないと認められること。
 - (4) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。
 - イ 寄付金等の経理について、寄付者が検査を行うこと。
 - ロ 寄付金等の申し込み後に、寄付者が寄付金等の全部又は一部を取り消すことができること。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、寄付金等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該寄付金等の申込みを断ることができる。
- (1) 機構の目的や業務の達成に支障があると認められる場合。
 - (2) 機構が、売買、賃借、請負その他の契約（共同研究、委託研究の実施に係るものを含む。）により、過去3年間に費用を支出した実績のある事業者又は今後2年間に費用を支出することが想定される事業者からの申込みである場合。ただし、申込みに係る寄付金等の使途及び使用者が特定された場合において、その特定された使用者が当該契約に関わる場合に限る。
 - (3) その他、当該寄付金等を受け入れることが社会通念上不相当と判断される場合。

（適用除外）

第6条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。ただし、第3条第3項の規定を除く。

- (1) 申込者が国、政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体等の公的機関である場合。
- (2) 申込者が前号に定める機関に属する職員等である場合。
- (3) 寄付金等が公募により研究助成として提供される場合。

（寄付金等の運用）

第7条 機構が受け入れた寄付金等（以下「受入寄付金等」という。）は、機構が行う業務の実施のために使用するものとする。この場合において、理事長は、一般寄付による受入寄付金等の使途を決定することができる。

- 2 機構は、受入寄付金等のうち現金で受けたものについては、当該金額の10％に相当する金額を、機構の事務取扱、業務管理等の実施のために必要となる間

接的な経費（以下「間接経費」という。）に充てるものとする。ただし、寄付者から、寄付金等の使途について間接経費を含まない旨の申し出がある場合は、この限りでない。

（繰り越し）

第8条 機構は、毎事業年度、現金で受けた受入寄付金等に残額があるときは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより処理する。

- （1）一般寄付による受入寄付金等のうち使途が定められたもの並びに使途特定寄付及び募集特定寄付による受入寄付金等 当該使途の有効期間の範囲内で翌事業年度へ当該残額を繰り越すことができる。
- （2）前号に該当しない受入寄付金等 当該事業年度の間接経費に充てるものとする。

（寄付金等の要請）

第9条 機構は、第5条の受け入れ基準を満たすことを条件に、外部の機関又は個人に対して機構への寄付金等の要請を行うことができる。

- 2 外部の機関に対する寄付金等の要請に関する手続きは、別に定める。

（寄付金等の公表）

第10条 機構は、地方公共団体からの寄付金等を受け入れた場合は、当該寄付金等に係る金額、経緯及び内容を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月25日から施行する。

附 則（平成24年1月30日 24規程第3号）

この規程は、平成24年1月30日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第61号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 28規程第47号）

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日 2019規程第31号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第47号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日 2022規程第5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月27日 2024規程第8号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日 2025規程第73号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式1)

年 月 日

寄付 / 研究助成金 申込書

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

団体名
住 所
代表者名
(担当者名)
(連絡先)

国立研究開発法人物質・材料研究機構に下記のとおり（寄付、研究助成）をします。

記

1. 提供資金の金額 金 円也
2. 提供資金の使途を特定する場合はその内容
3. 寄付者ご芳名の公開について
NIMS 公式ウェブサイト等での寄付者ご芳名（法人名又は個人寄付者名）の公開を
☐希望します ☐希望しません
4. その他

※ 物質・材料研究機構は、所得税法施行令第217条第1号及び法人税法施行令第77条第1号に掲げる「特定公益増進法人」であり、弊機構の主たる目的である業務（弊機構による出資業務を除く。）に関連する所得税法第78条第2項第3号又は法人税法第37条第4項に規定する寄付金として受領する場合、上記の寄付金は税法上の優遇措置を受けることができます。

(別記様式2)

年 月 日

物品等寄付申込書

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

団体名
住 所

代表者名

国立研究開発法人物質・材料研究機構に下記のとおり寄付いたします。

記

1. 寄付物品名等

品 名 (又は有価証券 の種類)	規 格 (又は有価証券の 銘柄)	数量	取得価格 (円) (又は有価証 券の時価)	取得年月日 (又は左記有価 証券の時価の確 認日)

2. 寄付理由・目的

3. 寄付者ご芳名の公開について

NIMS 公式ウェブサイト等での寄付者ご芳名（法人名又は個人寄付者名）の公開を
☐希望します ☐希望しません

4. その他